（卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

3　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条のうち農林水産省組織令第五条第十七号及び第四十六条第五号の改正規定中「第五条第十七号」を「第五条第十八号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十四号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「行政財産及び」を「国有財産の管理及び処分並びに」に改め、同項第二十三号中「第四十一条第二号」を「第四十三条第四号」に改める。

第五条第二号中「第四十七条第四号」を「第四十七条第五号」に改める。

第十二条第一項中「八人」を「九人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改める。

第十六条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第十七条第二号中「行政財産及び」を「国有財産の管理及び処分並びに」に改める。

第二十条に次の一号を加える。

八　農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

第三十八条中「食文化・市場開拓課」を「輸出先国規制対策課」に、「輸出促進課」を「海外市場開拓・食文化課」に改める。

第四十一条から第四十三条までを次のように改める。

（輸出先国規制対策課の所掌事務）

第四十一条　輸出先国規制対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸出先国（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十条第二項第二号に規定する輸出先国をいう。）の政府機関が定める輸入条件（同号に規定する輸入条件をいう。）に適合した農林水産省の所掌事務に係る物資の輸出の円滑化その他の当該物資についての輸出の促進に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（海外市場開拓・食文化課の所掌に属するものを除く。）。

二　農林水産物・食品輸出本部の庶務に関すること。

（海外市場開拓・食文化課の所掌事務）

第四十二条　海外市場開拓・食文化課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する総合的な政策のうち事業者が行う当該物資の輸出のための取組の促進に関するものの企画及び立案に関すること。

二　農林水産省の所掌事務に係る物資の輸出の状況の調査及び分析に関すること。

三　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。

四　食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

（産業連携課の所掌事務）

第四十三条　産業連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための農林水産業又は食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業とこれらに関連する事業との連携に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関する総合的な政策の推進に関すること。

三　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する技術の改良及び発達に関する事務の総括に関すること。

四　農林水産省の所掌事務に係る物資の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。

五　農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

六　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の施行に関すること。

第四十四条第五号及び第六号を削る。

第四十七条第一号から第三号までの規定中「農林水産省の所掌に係る製造業」を「食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業及び小売業を除く。）」に改め、同条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　食料の安定供給の確保の観点からの外食産業の発達、改善及び調整に関すること。

第九十六条第十四号、第百条第十四号、第百二十二条第十三号及び第百二十九条第十三号中「行政財産及び」を「国有財産の管理及び処分並びに」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令の一部改正）

2　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「輸出促進課」を「輸出先国規制対策課」に改める。

農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項第一号イ(1)及び(2)並びに特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）第五条第二項の規定に基づき、特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令

特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。